

各種定期預金共通規定

1. 規定の範囲

- (1) 本規定は、各種定期預金（以下「この預金」といいます。）に共通して適用する事項を定めます。
- (2) 本規定を適用する場合は、それぞれの定期預金規定にその旨を定めます。

2. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金にかかる申込書の提出を受け、当金庫が通帳又は証書を交付するなどしてこれを承諾したときに、この預金にかかる契約が成立するものとします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します（証書の場合は、証書と引換えに当店で返却します。）。

4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第5条第7項の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第7項の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5. (預金の解約・書替継続)

- (1) 当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (2) 前項にも該当せず、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) この預金を解約又は書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印してこの通帳又は証書とともに当店に提出してください。
- (4) 前項の解約又は書替継続の手續に加え、当該預金の解約又は書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約又は書替継続の手續を行いません。
- (5) 前4項にかかわらず、この預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手續を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が1人の場合は当該相続人の意思とします。）による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。
- (6) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所

に宛てて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② 第10条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項又は第13条第1項及び第2項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ 第13条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
- ⑦ 第1号から第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

(7) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約によって当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 預金者が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6. (届出事項の変更、通帳又は証書の再発行等)

- (1) 通帳若しくは証書又は印章を失ったとき又は印章、氏名(名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、氏名(名称)、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳若しくは証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳若しくは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳又は証書を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。なお、再発行手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

7. (印鑑照合等)

お引出票、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は有効な払戻しとし、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者(個人のお客様)は、盗取された通帳又は証書を用いて行われた不正な解約又は書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳又は盗難証書を用いた解約又は書替継続による払戻し等)

以下の項目については、個人のお客様の場合に適用するものとします。

- (1) 盗取された通帳又は証書を用いて行われた不正な解約又は書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額及びこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳又は証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者から十分な説明が行われていること。
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実が確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること及び預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳又は証書が盗取された日(通帳又は証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳又は証書を用いて行われた不正な解約又は書替継続による払戻しが最初に行われた日)から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
- ① 当該払出しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと。
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - ② 通帳又は証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して行われたこと。
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳又は証書により不正な解約又は書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力において制限がないと判断して行った払戻し等については、預金者及びその補助人、保佐人、後見人若しくはそれらの承継人は、取消を主張できないものとします。

10. (譲渡・質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳又は証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

1 1. (通知等)

届出のあった氏名(名称)、住所に宛てて当金庫が通知又は送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 2. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して、通帳又は証書とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭で利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 3. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14. (準拠法令、合意管轄)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)